

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 20 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（臨時の報告）

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則前 2 条に定める報告書又は届出書のほか、内閣総理大臣、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則）

（ ）

問題 2（欠格事由）

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第 3 条の許可をしてはならない。

・ 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法第 15 条第 1 項の通知が到達した日（同条第 3 項により通知が到達したものとみなされた日を含む））前 60 日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）であった者で当該取消しの日から 2 年を経過しないものを含む）であるとき。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題 3（運送に関する命令）

都道府県知事は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。（道路運送法）

（ ）

問題 4 (自動車検査証の返納等)

自動車の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日)から30日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。(道路運送車両法)

()

問題 5 (遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して30日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。(下請代金支払遅延等防止法)

()

問題 6 (事業計画の変更の認可の申請)

貨物自動車運送事業法第9条第1項の規定により事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、以下の事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。

(貨物自動車運送事業法施行規則)

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 3 変更を必要とする理由

()

問題 7 (追越しの方法)

車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両の左側を通行しなければならない。(道路交通法)

()

問題 8 (運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とするものに限る)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所又はその他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 9 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送法)

()

問題 10 (解雇制限)

使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後60日間並びに産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業する期間及びその後60日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、労働基準法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。(労働基準法)

()

問題 11 (点検整備)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、以下の各号の事項を遵守しなければならない。

- 1 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。
- 2 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 12 (中高年齢者等についての配慮)

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。(労働安全衛生法)

()

問題 13

会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

()

問題 1 4 (合図)

車両(自転車以外の軽車両を除く)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

(道路交通法)

()

問題 1 5 (輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 6 (定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く)の使用人は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車について、6 ヶ月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法)

()

問題 1 7 (運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条に規定する業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者及び整備管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 8 (定義)

「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(3 輪以上の軽自動車及び 2 輪の自動車を除く)を使用して貨物を運送する事業であって、貨物軽自動車運送事業以外のものをいう。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 9 (深夜業)

使用者は、満 18 才に満たない者を午後 11 時から午前 6 時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満 16 才以上の者については、この限りでない。(労働基準法)

()

問題 20

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、私的の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

()

II. 次の問題 21 から 26 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 21

以下のア～ウについて、自動車事故報告規則に照らして正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれの () 内に記入しなさい。（自動車事故報告規則）

ア. 貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)について自動車事故報告規則第2条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日(同規則第2条第10号に掲げる事故にあつては貨物自動車運送事業者が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同規則第2条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

イ. 一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)について、1人以上の死者を生じた事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、自動車事故報告規則第3条第1項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

()

ウ. この省令で「事故」とは、「10台超の自動車の衝突又は接触を生じたもの」をいう。

()

問題 2 2 (運転者の遵守事項)

以下のア～エのうち、道路交通法に照らして誤っているものを1つ選び、()
内に記入しなさい。(道路交通法)

- ア. 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。
- イ. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- ウ. むかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。
- エ. 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス(専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう)の前方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。
()

問題 2 3 (事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣が、貨物自動車運送事業法第3条に基づく申請が同法第6条各号に適合するか否かを審査する事項として、以下のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の払戻能力
()
- イ. 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な貨物の保管に関する計画
()
- ウ. 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力
()

問題 2 4

以下のア～ウのうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、正しいものを1つ選び、() 内に記入しなさい。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

ア. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第35条の休日
に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について2回を超えないものとし、
当該休日の労働によって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4
条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

イ. 運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均し1日当たり9時
間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する
場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日につ
いての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について3回を超えないものとし
ること。

()

問題 2 5 (乗務員)

以下のア～エのうち、貨物自動車運送事業者の乗務員が遵守しなければならない事項と
して誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

ア. 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。

イ. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し
適切な防護措置をとること。

ウ. 酒気を帯びて乗務しないこと。

エ. 事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物自動車運送事業法第5条に定めるところ
により積載すること。

()

問題 26

以下のア～オのうち、下請代金支払遅延等防止法に照らして誤っているものを1つ選び、
() 内に記入しなさい。(下請代金支払遅延等防止法)

ア. 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)を作成し、これを保存しなければならない。

イ. 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

ウ. 「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付(役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供)に対し支払うべき代金をいう。

エ. 「下請事業者」とは、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円に満たない法人たる事業者であつて、下請代金支払遅延等防止法第2条第7項第1号に規定する親事業者から製造委託等を受けるものをいう。

オ. 「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること(建設業(建設業法第2条第2項に規定する建設業をいう)を営む者が業として請け負う建設工事(同条第1項に規定する建設工事をいう)の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く)をいう。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 20 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（臨時の報告）

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則前 2 条に定める報告書又は届出書のほか、内閣総理大臣、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則第 3 条）（**内閣総理大臣からの求めに応じることは定められていない**）

（ × ）

問題 2（欠格事由）

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第 3 条の許可をしてはならない。
・許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法第 15 条第 1 項の通知が到達した日（同条第 3 項により通知が到達したものと同みなされた日を含む））前 60 日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）であった者で当該取消しの日から2 年を経過しないものを含む）であるとき。（貨物自動車運送事業法第 5 条）（**5 年**）

（ × ）

問題 3（運送に関する命令）

都道府県知事は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。（道路運送法第 84 条第 1 項）（**国土交通大臣**）

（ × ）

問題4(自動車検査証の返納等)

自動車の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日)から30日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。(道路運送車両法第69条第1項第1号) (15日以内)

(×)

問題5(遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して30日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。(下請代金支払遅延等防止法第4条の2) (60日)

(×)

問題6(事業計画の変更の認可の申請)

貨物自動車運送事業法第9条第1項の規定により事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、以下の事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。

(貨物自動車運送事業法施行規則第5条)

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 3 変更を必要とする理由

(○)

問題7(追越しの方法)

車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両の左側を通行しなければならない。(道路交通法第28条第1項) (右側)

(×)

問題8(運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とするものに限る)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所又はその他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(貨物自動車運送事業法第11条) (主たる事務所その他営業所)

(×)

問題 9 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送法第1条)

(O)

問題 10 (解雇制限)

使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後60日間並びに産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業する期間及びその後60日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、労働基準法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。(労働基準法第19条第1項)

(その後30日間)

(X)

問題 11 (点検整備)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、以下の各号の事項を遵守しなければならない。

- 1 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。
- 2 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)

(O)

問題 12 (中高年齢者等についての配慮)

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。(労働安全衛生法第62条)

(O)

問題 13

会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第1項) (不公正な)

(X)

問題 1 4 (合図)

車両(自転車以外の軽車両を除く)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

(道路交通法第 5 3 条第 1 項)

(O)

問題 1 5 (輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

(貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 3 項)

(O)

問題 1 6 (定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く)の使用人は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車について、6 ヶ月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第 4 8 条第 1 項第 1 号) (3 ヶ月)

(X)

問題 1 7 (運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 0 条に規定する業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者及び整備管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 2 条) (整備管理者は本条における指導及び監督の対象ではない)

(X)

問題 1 8 (定義)

「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(3 輪以上の軽自動車及び 2 輪の自動車を除く)を使用して貨物を運送する事業であって、貨物軽自動車運送事業以外のものをいう。(貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項) (特定貨物自動車運送事業以外のもの)

(X)

問題 19 (深夜業)

使用者は、満 18 才に満たない者を午後 11 時から午前 6 時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満 16 才以上の者については、この限りでない。(労働基準法第 61 条第 1 項) (①午後 10 時から午前 5 時まで ②交替制によって使用する満 16 才以上の男性)

(×)

問題 20

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、私的の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 2 条第 5 項) (公共)

(×)

Ⅱ. 次の問題 2 1 から 2 6 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 2 1

以下のア～ウについて、自動車事故報告規則に照らして正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれの（ ）内に記入しなさい。（自動車事故報告規則第 2 条、第 3 条第 1 項、第 4 条）

ア. 貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車（自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）について自動車事故報告規則第 2 条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（同規則第 2 条第 1 0 号に掲げる事故にあつては貨物自動車運送事業者が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同規則第 2 条第 1 5 号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から 3 0 日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書 3 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

（ ○ ）

イ. 一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車（自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）について、1 人以上の死者を生じた事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、自動車事故報告規則第 3 条第 1 項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、2 4 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。（一般貨物自動車運送事業者の場合は 2 人以上）

（ × ）

ウ. この省令で「事故」とは、「1 0 台超の自動車の衝突又は接触を生じたもの」をいう。（1 0 台以上）

（ × ）

問題 2 2 (運転者の遵守事項)

以下のア～エのうち、道路交通法に照らして誤っているものを1つ選び、()内に記入しなさい。(道路交通法第71条)

- ア. 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。
- イ. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- ウ. むかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。
- エ. 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス(専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう)の前方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。(側方)
(エ)

問題 2 3 (事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣が、貨物自動車運送事業法第3条に基づく申請が同法第6条各号に適合するか否かを審査する事項として、以下のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第3条、第6条第3号、貨物自動車運送事業法施行規則第3条の6)

- ア. 健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の払戻能力 (支払)
(×)
- イ. 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な貨物の保管に関する計画 (資金)
(×)
- ウ. 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力
(○)

問題 2 4

以下のア～ウのうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、正しいものを1つ選び、() 内に記入しなさい。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条)

- ア. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第35条の休日
に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について2回を超えないもの
とし、当該休日の労働によって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4
条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。(1回)
- イ. 運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均し1日当たり9時
間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する
場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日
についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について3回を超えないもの
とすること。(2回以内)

(イ)

問題 2 5 (乗務員)

以下のア～エのうち、貨物自動車運送事業者の乗務員が遵守しなければならない事項と
して誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条)

- ア. 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- イ. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し
適切な防護措置をとること。
- ウ. 酒気を帯びて乗務しないこと。
- エ. 事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物自動車運送事業法第5条に定めるところ
により積載すること。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)

(エ)

問題 26

以下のア～オのうち、下請代金支払遅延等防止法に照らして誤っているものを1つ選び、()内に記入しなさい。(下請代金支払遅延等防止法第2条第4項、第8項第1号、第10項、第3条第2項、第5条)

- ア. 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)を作成し、これを保存しなければならない。
- イ. 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。
- ウ. 「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付(役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供)に対し支払うべき代金をいう。
- エ. 「下請事業者」とは、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円に満たない法人たる事業者であつて、下請代金支払遅延等防止法第2条第7項第1号に規定する親事業者から製造委託等を受けるものをいう。(3億円以下)
- オ. 「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること(建設業(建設業法第2条第2項に規定する建設業をいう)を営む者が業として請け負う建設工事(同条第1項に規定する建設工事をいう)の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く)をいう。
- (エ)